

契約書

訪問看護（医療保険）

訪問看護（医療保険） 契約書

_____様（以下、「利用者」という。）と、藤枝市立総合病院訪問看護ステーション（以下、「当ステーション」という。）は、訪問看護（医療保険）の利用について次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 当ステーションは利用者に対し、医療保険法等の関係法令およびこの契約書に従い、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適切な訪問看護を提供し、利用者は当ステーションに対して訪問看護サービス（以下、「サービス」という。）にかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結の日から、第7条に定める契約の終了行為があった場合はその定める日までとします。

（個別サービス計画等）

- 第3条 当ステーションは、利用者の日常生活の状況およびその意向を踏まえ、**「訪問看護計画」**を作成し内容を利用者および家族に説明します。
- 2 当ステーションは、利用者がサービスの内容や提供方法の変更を希望する場合、速やかにその対応等を行います。
 - 3 当ステーションは、利用者がサービスの内容や提供方法の変更を希望する場合、保健・医療・福祉関連機関へ連絡し調整を行います。また、介護保険利用者に対しては速やかに居宅介護支援事業所へ連絡し調整を行います。

（利用料および滞納）

- 第4条 利用料は、別紙**「重要事項説明書」**に記載するとおりとします。なお、利用料は関係法令に基づいて定められているため、契約期間中に関係法令が改定され利用料が変更となった場合は、改定後の金額が適用されます。
- 2 利用者が、正当な理由なく当ステーションに支払うべき利用料を2か月以上滞納し、さらに督促から14日以内に利用料を支払わない場合には、当ステーションは契約を解除した上で、利用者に未払い分をお支払いいただきます。

（利用者の解除権）

第5条 利用者は、当ステーションに対していつでもこの契約を解除することができます。

(当ステーションの解除権)

第6条 当ステーションは、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。また、利用者が6か月以上に渡りサービスを利用しない場合、契約は自動的に解除されます。

(契約の終了)

第7条 次のいずれかの事由が発生した場合には、この契約を終了するものとします。

- 1 第4条の規定により当ステーションから解除の意思表示がなされた場合
- 2 第5条の規定により利用者から解除の意思表示がなされた場合
- 3 第6条の規定により当ステーションから解除の意思表示がなされた場合
- 4 次の理由でサービスを提供できなくなった場合

(1)利用者が介護保険施設に入所または医療施設に入院したとき

(2)利用者が死亡したとき

(緊急時の対応)

第8条 訪問看護の提供中に利用者の病状の急変や事故が生じた場合、速やかに医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先に連絡します。

(損害賠償)

第9条 当ステーションは、訪問看護の提供に伴い利用者または家族の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

(個人情報の保護)

第10条 当ステーションは、個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

2 当ステーションが知り得た利用者およびその家族などの個人情報については、当ステーションでのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ます。

3 当ステーションは、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。

- 4 当ステーションの従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。

(苦情対応)

第 11 条 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、当ステーションまたは市、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 当ステーションは、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てや相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 当ステーションは、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

(連携)

第 12 条 当ステーションは訪問看護の提供にあたり、主治医および保健・医療・福祉サービス提供者との連携を密に行います。

- 2 当ステーションは、当該契約の変更または終了に際し、速やかに主治医およびその他保健・医療・福祉サービス提供者に連絡します。

(契約外条項)

第 13 条 利用者および当ステーションは信義誠実を持ってこの契約を履行します。

- 2 本契約に規定のない事項については、医療保険関係法規の規定を尊重し、利用者および当ステーションの協議に基づき定めます。

重要事項説明書（医療保険）

訪問看護を提供するにあたり指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 37 号の第 8 条）に基づいて、契約を提携する前に知っていただきたい内容を説明させていただきます。

1. 事業者の概要

事業者の名称	藤枝市立総合病院
所在地	静岡県藤枝市駿河台 4 丁目 1 番 11 号
代表者名	事業管理者 毛利 博
電話番号	電話 054-646-1111 Fax 054-646-1122

2. サービス提供を担当する事業所

事業所の名称	藤枝市立総合病院 訪問看護ステーション
指定事業所番号	
所在地	静岡県藤枝市南新屋 246-1
連絡先	電話 054-646-1152 Fax 054-646-1164 管理者 渡邊 典子

3. 事業の目的および運営方針

事業の目的	あらゆる状況に対し「安心して在宅で暮らす」を支えることを目的とする
運営方針	① 一人ひとりの価値観・人生観を尊重し、心のこもった看護を提供する ② 暮らしに合わせた支援と生活の質の維持・向上に努める ③ 地域の関係者との連携を密にし、良質なサービスを提供する

4. 本事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1 名	
看護師	7 名	
事務員		1 名

5. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日（土曜日・休日・祝日、12月29日から翌年1月3日を除く） 午前8時30分～午後5時15分（ただし通常の訪問を行う時間は午前9時から午後5時）
----------	---

*但し、緊急時対応の加算を契約されている場合は、24時間対応させていただきます。

6. 営業地域

通常の地域	藤枝市
-------	-----

7. サービスの内容および料金、利用料、その他の費用について

1) 訪問看護計画書の作成

利用者の病状や身体状況および主治医の指示を踏まえて、訪問看護計画を作成し、その計画に則りサービスの提供を行います。

2) サービスの内容および利用料、交通費は別紙をご確認ください。

3) キャンセル料

利用者の都合によりサービスの利用をキャンセルされた場合、規定のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の病状の急変や入院時など緊急の場合のキャンセル料はいただきません。キャンセルはサービス提供日の前日午後5時までに連絡をください。

前日午後5時までのキャンセルの場合	不要です
前日午後5時～当日訪問までに連絡を頂いたキャンセルの場合	利用者負担額(利用料)の全額

4) 水光熱費・消耗品等

訪問看護サービスの提供に伴い、利用者の居宅で使用する水光熱費・消耗品は利用者の別途負担になります。

8. 利用料、その他の費用の請求および支払方法について

費用の請求方法	<ul style="list-style-type: none">利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月中旬に利用者あてにお届けします。
費用の支払い方法	<ul style="list-style-type: none">口座振替とし、サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直後の平日）に利用者が指定する口座より引き落とします。

利用料、その他の費用の支払いについて、請求書お届けから 2 ヶ月以上遅延し、さらに督促から 14 日以内にお支払いがない場合には、契約を解除したうえで未払い分をお支払いいただきます。

9. 緊急時の対応方法

サービス提供にあたり病状の急変や事故等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、主治医・家族・居宅介護支援事業所等に連絡をします。

10. 事故発生時の対応

訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。なお、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
保険の概要	病院の業務の遂行に起因して医療業務の対象者の身体に障害を発生させた場合に、医療従事者個人が負担する法律上の賠償責任を補償する。 1 事故につき 1 億円まで

11. 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

12. 秘密の保持

当ステーションの職員は当該事業を行う上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

13. 個人情報の取得

特別な関係（開設者が同一）にある藤枝市立総合病院で取り扱われる、利用者の電子カルテの閲覧を必要時に実施することがあります。

14. 高齢者への不適切な対応防止

当ステーションの職員は、利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1) 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

2) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

15. 身分証携帯義務

当ステーションの職員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時および利用者又は利用者家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

16. サービス提供に関する相談、苦情について

提供した訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受付けるための窓口を設置します。

相談苦情対応窓口	藤枝市立総合病院 訪問看護ステーション
担当者	渡邊 典子
連絡先	054-646-1152
受付時間	8:30~17:15

なお、行政の機関には次のような窓口があります。

藤枝市役所	所在地 藤枝市岡出山1丁目11-1 電話 054-643-3111 FAX 054-643-3604 受付時間 8:30~17:15
静岡県国民健康保険団体連号会	電話 054-253-5590

17. 契約の終了について

利用者から解約の申し出があった場合、または利用者が死亡あるいは長期入所・長期入院になった場合、ご本人またはご家族の同意を得てこの契約を解除させていただきます。

18. 医療 DX 推進体制について

オンライン資格確認をはじめとする医療 DX 推進を通して、関係医療機関との情報連携を促進し、質の高い看護を提供するため、当ステーションは、医療 DX 推進体制を整えております。医療保険と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認を行っています。取得した資格情報をもとに、電子処方箋システムや電子カルテ情報共有サービスとの情報連携を行い、医療情報を活用した訪問看護を提供します。

<個人情報使用同意書>

私（利用者および家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

- (1) 利用者のための訪問看護（介護予防訪問看護）計画・居宅サービス（介護予防サービス・支援）計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、地域ケア会議、介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整等において必要な場合
- (2) 主治医又は歯科医師等への報告や連絡の際に必要な場合
- (3) 利用者の事情により入院又は入所に至った場合、在宅での医療的状況の意見を求められた場合
- (4) 感染症及び災害等の緊急事態に、協力する機関や事業所と情報共有する際に必要な場合

2 使用する事業所の範囲

利用者の居宅支援事業所、関わるサービス事業所、管轄の保健センターや市役所の担当者

3 使用する期間

契約で定める期間

4 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、内容等を記録しておくこと

以上

上記に対する説明と個人情報の使用に同意します。

静岡県在宅医療・介護連携情報システム（シズケア＊かけはし）

私達の施設は、静岡県在宅医療・介護連携情報システム（以下、本システムという）に参加しています。患者さんの在宅医療・介護全般について、本システムを利用し患者さんの情報共有を行うことに、以下の主旨をご理解いただいた上でご同意をいただきますよう申し上げます。

- 1) システムの目的は、患者さんに安全な在宅医療を受けていただくためです
当施設を始め、連携する病院、訪問看護ステーション及び介護施設等の関係機関が、本システムを利用して患者さんの在宅医療・介護全般に関わる情報を共有し、より円滑に高度で安全な在宅医療・介護を行うことで在宅医療・介護全体の向上を図る事を目的としたものです。
- 2) プライバシーの安全を確保しています
 - ・ 当施設を含め、連携する各施設はプライバシーの保護をととても重要と考えています。本システムで在宅医療・介護情報を連携することができるのは、患者さんに関わる施設に限られ、患者さんに関わりのない者から本システムへの不正な侵入に対して厳格に情報を保護しています。
 - ・ 患者さんの情報連携を希望しない施設がありましたら、主治医にお申しつけください。申し入れのあった施設との情報連携をいたしません。
 - ・ ご同意後に患者さんの住所や電話番号などに変更がありましたら当施設へお申し出ください。
 - ・ 患者さんの個人情報取り扱い責任者は当施設の施設長です。患者さんの個人情報取り扱いについて何かありましたら、施設長へお問い合わせください。迅速に対処を行います。
- 3) 同意を取りやめたいとき
 - ・ この同意書は患者さんの意思によっていつでも取りやめることができます。取りやめる場合は当施設の主治医へお申し出ください、同意撤回書を記入していただきます。
 - ・ 主治医の判断により、患者さんの同意撤回書がなくても本システムの取り扱いをやめることがあります。
- 4) このシステムへの参加は患者さんの自由な意思です
本システムは、システムの目的と安全性等にご同意いただいた患者さんのみ利用させていただきます。もし、ご同意いただかなかった場合や途中で同意を取りやめてもその後の診療に何ら不利益を被ることはありません。

同意書

前項の契約書（個人情報取扱含）および重要事項説明書を各 2 通作成し、利用者、当ステーションが記名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

年 月 日

(説明者) 所在地 静岡県藤枝市南新屋 246-1
事業者 藤枝市立総合病院 訪問看護ステーション
管理者 渡邊 典子 印

私は、契約書（個人情報取扱含）・重要事項説明書の内容について説明を受け、内容を確認いたしました。私は、この内容に同意し訪問看護サービスの利用を申し込みます。

(利用者) 住所 _____
氏名 _____ 印
代筆者 _____ (続柄: _____) 印
代筆理由: 身体不自由 認知障害 その他

(家族もしくは代理人、もしくは成年後見人)
住所 _____
氏名 _____ 印

利用者様の申し込みを受諾し、この契約書（個人情報取扱含）・重要事項説明書に定める訪問看護支援を誠実に確実に責任もって行います。

管理者 渡邊 典子

(本契約 第 8 条 1 項の緊急先の連絡先)

氏名	(続柄: _____)
電話番号	自宅・携帯・会社 (_____) _____

作成者: 藤枝市立総合病院 訪問看護ステーション
作成日: 2026 年 3 月

